

会議録

会 議 の 名 称	第7回登米市上下水道事業運営審議会
開 催 日 時	令和6年10月30日（水）13時30分 開会 15時15分 閉会
開 催 場 所	エスビー食品とよま蔵ジウム（登米総合体育館）会議室
座 長（ 議 長 ）	会長 山田 一裕
出席者の氏名	伊藤秀雄委員、及川由美子委員、木村千代委員、熊谷毅委員、菅原昭委員、鈴木郁子委員、千葉秀子委員、沼倉芳雄委員 佐藤修委員、佐藤雅子委員、千葉慶起委員 以上11名
欠席者の氏名	猪股圭太郎委員
事務局職員職氏名	上下水道部長 細川宏伸 上下水道部次長兼水道施設課長 鈴木安宏 （経営総務課）佐々木課長、菅原補佐、小竹係長 石堂主事、高橋主事 （水道施設課）高橋補佐 （下水道施設課）星課長、杉田補佐
議 題	1 開会 2 会長挨拶 3 会議 （1）会議録署名人の選任 （2）登米市上下水道事業ビジョン策定について 4 報告 （1）R5 水道事業会計決算の概要について （2）R5 下水道事業会計決算の概要について 5 その他 6 閉会
会 議 結 果	別紙のとおり
会 議 経 過	別紙のとおり
会 議 資 料	資料1 登米市上下水道事業ビジョン策定について 資料2 令和5年度登米市水道事業会計決算の概要 資料3 令和5年度登米市下水道事業会計決算の概要 資料4 今後の審議会の予定 参考資料1 令和5年度登米市水道事業会計決算書 参考資料2 令和5年度登米市下水道事業会計決算書

発言者	発言要旨
【1 委員の変更について】	
<p>開会に先立ちまして、委員の変更がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>登米市産業振興会からの推薦でありました伊藤秀雄様から、委員を辞する申し出がありました。後任には、同会の佐藤修様が、令和6年6月13日付けで委員に就任されましたのでお知らせいたします。なお、佐藤委員については、本日都合により、欠席となっておりますのでご了承願います。</p>	
【2 開会】	
会議資料の確認後、開会を宣言。	
【3 会長挨拶】	
<p>皆様、本日は暑い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>委員の変更もありましたので、今後の審議会において、意見交換をしていければと思っています。</p> <p>最近、県内の川の水量が減少しているように感じております。水量減少は、水質悪化にも繋がりますので、安定的な水量と水質確保に努めていかなければならないと感じています。</p> <p>昨今の異常気象等により、良質な水の確保が大切になっておりますし、環境、社会が変化しても、私たちには求められる役割がありますので、利用者の負担軽減が図れるよう、委員及び職員でアイデアを出し合い、制度・計画整備をしていきたいと考えていますので、今度とも御協力をお願いします。</p> <p>それでは一度、事務局へお返しいたします。</p>	
【4 事務局】	
<p>これから会議に入りますが、前回3月22日付けで「登米市地域水道ビジョンの改訂について」、「登米市水道事業経営戦略の改訂について」及び「登米市下水道事業施設統廃合計画について」の3案件について、答申しておりますが、今回から「上下水道事業の重要事項について」として、「登米市上下水道事業ビジョン策定について」及び「登米市下水道基本構想の見直しについて」の2案件について、ご審議していただき、今年度最後の審議会（令和7年1月頃予定）において、答申する流れを考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、審議会条例第6条第1項の規定により、会議の議長は審議会会長に努めていただくことになっておりますので、これより山田会長に議長をお願いいたします。</p>	
【5 会議】	
(1) 会議録署名人の選任	
会長	<p>会議出席委員は過半数以上のため、審議会条例第6条2項の規定により、本会議が成立することを報告。</p> <p>会議録署名委員には、委員名簿順に従い、猪股委員、鈴木委員を指名。</p>

	審議会の公開、傍聴及び会議録の開示掲載については、「登米市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条並びに第7条の規定により、傍聴席の設置と会議録をホームページに掲載し、公表することを説明。
(2) 登米市上下水道事業ビジョン策定の概要について	
会長	「登米市上下水道事業ビジョン策定の概要」について、事務局に説明を求めた。
事務局	(資料1に基づき説明)
会長	<p>これまでは水道事業、下水道事業ごとの計画策定をされていましたが、上下水道部への組織統合に伴い、上下水道事業を一体化したビジョン策定する必要性が出てきたということです。また、次年度末(令和8年3月)までに策定をされるということで、策定に当たっては、公募型プロポーザル形式により、実施されるとのことです。進捗状況についても、本審議会で報告いただいて、議論を行っていくものとなっているようです。</p> <p>委員の皆様から、現時点における計画等について、意見等がありましたら、ご発言願います。</p>
委員	(異議なしの声)
事務局	今後の審議会において、進捗状況等の説明を行い、議論をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
委員	事業期間は、いつから令和7年度末までという風になっているのでしょうか。
事務局	事業自体(策定業務)は令和6年4月1日からスタートはしているのですが、プロポーザル方式により、企業さんにもお手伝いをいただきながら完成させていくということに考えております。
会長	それでは、次に進みたいと思います。
(3) 登米市下水道基本構想の見直しについて	
会長	「登米市下水道基本構想の見直し」について、事務局に説明を求めた。
事務局	(資料2に基づき説明を行う)
会長	<p>基本的な部分として、ビジョン策定を行い、基本構想の見直しも行われるということですが、基本構想の見直しについては、県が策定する構想と連動して見直しが必要になると思いますが、県の進捗が遅くなれば、市のスケジュールも遅くなるのですか。</p> <p>また、基本構想は、ビジョンの中でどのような位置付けとなるのか、全体のフレームワークが把握できる図等を示していただくと助かります。</p>
事務局	体系図としては、市の総合計画の下に、上下水道ビジョンがございます。基本構想については、上下水道事業ビジョンの次に当たる、個別の基本構

	<p>想（小枠）としての位置づけとなっております。</p> <p>過去には基本構想の策定において、県の進捗状況の遅れにより、本市でも歩幅を合せ、策定を行ったということはありません。</p>
会長	<p>ビジョンについては、大枠を作るイメージで、基本構想については、個別の事業計画を作るというイメージですね。</p> <p>委員の皆様からは何かございますか。</p>
委員	<p>宮城県の基本構想について、H21年度とH28年度に構想見直しがされたということで、今年度、来年度の2年で再度見直しされるということですが、資料2の3では、「その大小にかかわらず積極的な見直しを行うよう依頼されており」とあり、見直し時期については、県が見直しを行う年度のみで実施されるのでしょうか。それとも、年度途中においても、市独自で見直しを行うことも可能なのでしょうか。</p> <p>また、市で策定した基本構想は、県との協議の中で、訂正等を加えられず認められるものなのか。県が策定した基本構想とのズレが生じた際、どのような協議等を経て内容の埋め合わせを行うのでしょうか。</p>
事務局	<p>県からは、一定の考え方で、自治体ごとに計画をそれぞれ提出されるよう、要請がされておりましたので、県内で調整を行いながら、自治体から県に提出をしています。年度途中で、基本構想の見直しを実施することは可能ではありますが、内容に係る具体的な変更等が生じた場合であっても、構想自体に影響を及ぼすものではないことから、これまで見直し等を行ったことはありませんでした。また、県の要請に基づき、見直しを行うため、その段階で様々な提出資料もありますので、完成後に内容が大きくズレているというようなことは生じることはありませんが、生じた場合は、必要な協議を行っていくという風になります。</p>
委員	<p>ビジョン策定後に、構想を策定されると思いますが、県との整合性がうまく図れなかった場合、一度作成した資料の修正等に負担はかからないのですか。スムーズにいくものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>県としての構想案が示されるので、それに基づいて策定を行っていきます。前回、基本構想を策定した時は、市の構想策定中には、県との協議も行いますので、完成後に、改めて構想の修正を指導されるようなことはありませんでした。</p>
委員	<p>ビジョン、基本構想、経営戦略等をそれぞれ策定する中で、ビジョンについてはプロポーザル方式を採用して業務委託となり、基本構想については事務局側で策定するということですが、内容に矛盾や齟齬が生じることはないのでしょうか。個々の内容を比較した際、記載内容が別々のものになってしまうようなことはないのでしょうか。全て一括して業務委託で実施するようなことはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>プロポーザル方式においても、一方的に策定の全て任せるのではなく、市</p>

会長	<p>との意見交換を重ねながらお手伝いいただくような形となりますので、市で策定するその他経営戦略等との内容に齟齬が生じることはないと考えています。最終的には担当部局にて、内容確認も行いますので、内容相違に関する問題はないかと考えています。</p> <p>最終的には市の担当部局で確認されていますので、ズレが生じたり、違う趣旨の言い回しをしているようなことは基本的にはない、ということで受け止めたいと思います。</p>
(4) 今後の合併処理浄化槽整備について	
会長	「今後の合併処理浄化槽整備」について、事務局に説明を求めた。
事務局	(資料3に基づき説明を行う)
会長	事務局からの説明について、委員の皆様からご質問や意見等はありませんか。
委員	浄化槽設置について、市設置型から個人設置型に変更するという内容については賛成です。個人が建てた住居は、個人が管理するのが普通のことですので、浄化槽のみ市が設置し、管理(市の所有物)するということが不自然さを感じます。そのため、個人が設置、管理するのに対し、市から補助金を交付するというのが適当だと思います。
会長	合併処理浄化槽の個人設置型について、今後の方向性については「下水道基本構想の見直し」にも含むということでしょうか。
事務局	掲載したいと考えてます。
会長	市の今後の管理体制については、基本構想に盛り込まれていくということですね。
委員	個人設置ではなく、市設置を継続して欲しいとの声も上がると想像できますが、その場合、どのように対応していくつもりですか。
事務局	<p>今後、新規設置される皆様には、補助金のみを交付する旨説明を行ってまいります。また、現在の既設置浄化槽に関しては、個人からの同意がないと実施できないという現実もあります。</p> <p>市設置型、管理を行っていく場合、職員給与費等の事務費も含まれますので、将来的に考えたときに、個人設置型浄化槽の方がお客様にとってメリットがありますよということを伝えていきたいと考えています。また、受け入れていただけない際は、本来の浄化槽設置に見合った適正な使用料負担をいただくような検討もしていかなければならないと考えています。</p>
会長	譲与が拒否された場合は、個別に対応していくということですか。

事務局	その場合は、浄化槽使用料改定を進めていく必要があると思っておりますが、今後、検討を行っていきたいと考えています。
会長	周知方法も含め、どのように実施していくのか事前準備、検討が必要かと思えます。
委員	浄化槽設置を企業で行う場合の取扱いはどうなるのでしょうか。
事務局	浄化槽エリアであれば、補助金交付等の措置を図るつもりですが、一般企業等にて、設置が行われた場合については、企業設置及び企業管理ということになりますので、市補助金の交付は行わないということになります。
委員	浄化槽の法定耐用年数は1基当たり何年となりますか。
事務局	法定耐用年数は28年です。
委員	個人設置型の補助金タイプとなった場合、市の補助金は一般会計からの交付となるのですか。それとも、国から交付された補助金を、市で交付するという意味合いでしょうか。
事務局	市の一般会計からの補助金交付となる見込みですので、現在調整中です。補助金については、整備費のうち、4割程度を市負担となり、そのうち1/3が国庫補助負担となります。一旦、市から補助金を交付し、実績に基づき国から交付されるような流れとなります。 一般会計繰入金財源内訳については、整備費12万程度のうち、一般会計負担（基準内）が妥当とされるものが4万円程度、残り8万円程度については、使用料で賄うべきとされています。
委員	市も財政難の厳しい状況であるが、市補助の後に国の補助が交付されるわけであり、個人設置型の補助金については、経過措置として3年、上乘せ補助が市で3割、7割相当を補助すると記載があるが、事実でしょうか。
事務局	上乘せ補助の経過措置については、現時点での案となっております。 市長・副市長からは、たたき台の案を提示することに了承は得ておりません。個人設置型となる場合は、整備時の個人負担は、維持管理については将来的に安価となるが、一旦の手だし費用は従前と比較すると急激に増加してしまいますので、3年間だけは措置していきたいと考えているところです。 家の新築等に関しては、個人に委ねられるところですので、この3年間に合せて行ってくださいというのは困難ですので、現在計画している方々については、もう1年間だけは市設置が可能ということと、向こう3年は上乘せ補助を行う予定ですので、早めの水洗化をお願いしますと周知していく予定です。 設置事業体の費用負担については、補助金のうち1/3は国庫補助として、2/3は市負担としての割合ですが、市負担のうち8割は地方交付税の特別交付税措置として賄われる部分となっております。ただし、3年間の経

<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>過措置期間の3割上乘せ部分については、対象外となりますので、全て市負担となる状況となっております。</p> <p>浄化槽の市設置型の水洗化率は41%しかないようですが、どういう理由ですか。市設置型から補助設置型に代えた場合、個人の管理料が増加するわけですが、管理を行う企業に対する市からの補助金を交付する対応はできないのか教えていただきたいです。浄化槽の更新時期に、再度補助金交付の対応はできるのか教えていただけますでしょうか。</p> <p>水洗化率が進んでいないということについては、集合処理区域の場合ですと、近所の皆さんが同じタイミングで加入し始めることがよくあります。しかし、浄化槽の設置については、必ずしも集合処理区域に位置しているわけではなく、個人ごとに設置していくことがありますので、中々進まないといのがあります。</p> <p>浄化槽の入替えの際に、補助金は使えるのかということについては、入替え時でも、補助金対応を行います。管理を行う企業に対する市からの補助金を交付する対応については、自治体によっては対応している場所もございますが、浄化槽件数が少数の場合に多くみられます。登米市の場合は件数が多いので、現在は維持管理費に係る補助金は検討していないところです。</p> <p>資料を読み込んでいただきまして、次回以降お気づきの点等がありましたら、ご発言をいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>(5) 公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定について</p>	
<p>会長</p>	<p>「公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定」について事務局に説明を求めた。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料4に基づき説明を行う)</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>昨年度、統廃合計画については審議がされていますので、その内容に基づいて具体的にエリア分けを行うと。それが、都市計画決定の審議を踏むわけですが、その内容について本会議で報告いただくと。特段、この場で審議しないといけないわけではないと。報告事項としてですよね。</p> <p>都市計画決定の変更決定はいつ頃を予定しているのですか。</p> <p>議決案件ではなく、10月頃までに書類を整理し、令和7年2月頃に住民説明会を行いたいと考えております。その段階では内容は固まっている状態ですので、都市計画審議会を案でお示ししながら、3月末頃に審議会で決定していただく。2月に住民説明会を行う段階では、ほとんど決定段階ですので、冬までに一度都市計画の方の審議会で内容をお見せし、おおむね定まった段階で本会議でもお示ししたいと思っております。</p> <p>本件については、令和7年1月頃の審議会に上がってくる内容となるわけですね。ほか皆さんから何かありますでしょうか。</p>

	<p>特にないようですので、そろそろ時間も近づいてきましたので、報告事項については以上とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>5番のその他として、なにかありますでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、次回の審議会の予定として、事務局からお知らせいたします。 (今後の審議会の予定について説明を行う)</p>
会長	<p>ありがとうございました。 皆さんからはよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>新聞報道で、PFOS、PFOA について報道されていますが、登米市ではどうお考えですか。</p>
事務局	<p>改めて PFOS、PFOA については、4200 以上もの種類からなる有機フッ素化合物を示しておりますが、本市では令和3年度から水質検査を行っており、市内浄水場9箇所にて浄水の検査を年1回、保呂羽浄水場と米川浄水場の原水検査を年1回検査しております、結果については、現時点では検出されておられません。 いつ何時、発生するかも分かりませんので引き続き検査を実施し検察していきたいと思っております。</p>
<p>【6 閉会】</p>	
会長	<p>本日の審議会については以上とさせていただきます。ご協力いただきまして皆さんどうもありがとうございました。事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>閉会にあたりまして、菅原副会長様からご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
副会長	<p>約2時間に当たり審議をいただきましてありがとうございました。</p>

会議録署名人 \_\_\_\_\_

会議録署名人 \_\_\_\_\_